

世田谷区告示第41号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

指定医療機関一覧(変更)

1 / 1 頁